

寄付金等の抑制について（通達）

昭和 46 年 9 月 14 日
陸幕 1 第 497 号

改正 平成 19 年 1 月 9 日陸幕法第 1 号 平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号
平成 23 年 3 月 30 日陸幕人計第 193 号 平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号

陸上総隊司令官
各方面総監 殿
各部隊長
各機関の長

陸上幕僚長の命により
総務課長

（例規 25）

寄付金等の抑制について（通達）

標記について、従来「官公庁に対する寄付金等の抑制についての閣議決定」（昭和 23 年 1 月 30 日）及び「官庁における寄付金等の抑制についての内閣官房長官通知」（昭和 32 年 5 月 10 日）の趣旨に基づき指導されているところであるが、今後下記によりその処理を慎重、厳正に実施するよう指導されたい。

なお、寄付金等の抑制に関する通達（32. 6. 14 陸幕発 1 第 244 号。例規 25）は廃止する。

記

- 1 寄付金等の取扱いについて
 - （1）寄付の受納は、原則として抑制する。
 - （2）真にやむを得ない事情により寄付を受納する場合においても、寄付が自発的なものであり、かつ、割当ての方法によらず、他に弊害を生ずるおそれのないものに限定する。
 - （3）前号により寄付を受納する場合は、順序を経て防衛大臣に申請し、その承認を受け歳入に繰り入れるものとする。
 - （4）その処理手続は、「陸上自衛隊会計事務規則」（陸上自衛隊達第 16—4 号）、「陸上自衛隊補給管理規則」（陸上自衛隊達第 71—5 号）によるものとする。
- 2 基金等の取扱いについて
基金等の取扱いについては、陸上自衛隊服務細則（陸上自衛隊達第 24—5 号）第 88 条によるものとし、部隊長等は、その運用及び経理について厳重に監督指導するものとする。